令和７年３月20日発行

滋賀労働

Mother Lake

滋賀県労働広報紙
673号
2025

適切な価格転嫁を伴う持続的な賃上げの推進に向けて
地方版政労使会議「滋賀県働き方改革推進協議会」を開催しました。

令和７年２月 17 日、地方版政労使会議「滋賀県働き方改革推進協議会」（構成員：連合滋賀、滋賀県商工会議所連合会、滋賀県商工会連合会、滋賀県中小企業団体中央会、一般社団法人滋賀経済産業協会、滋賀県、滋賀労働局）が開催され、昨年（令和６年）２月 16 日に採択された共同メッセージの取組事項を引き続き実施するとともに、とりわけ令和７年度に以下の取組を実施することを決議しました。

１．賃上げに取り組む県内中小企業者を、助成金、補助金などにより支援する。
２．「価格交渉促進月間」（９月）に合わせ、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針および国や自治体等が実施する賃金引上げのための支援策等について、事業場訪問やメディア活用などにより、集中的な周知の取組を行う。
３．適切な価格転嫁のための価格交渉の促進に向け、パートナーシップ構築宣言への登録を勧奨する。
４．国に対して、適切な価格転嫁の促進や生産性の向上等、持続的な賃上げの実現に向けて必要な要望を行う。

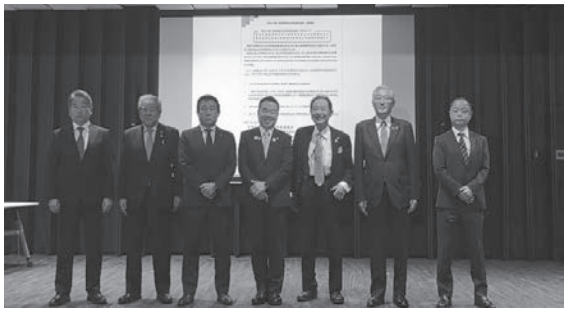

【お問合せ先】
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
TEL：077-528-3750

目　　次

表紙　滋賀県働き方改革推進協議会を開催しました。
Ｐ２　ベトナム高度人材とのマッチングイベント（ジョブフェア）を開催しました！
　　男性の育児休業の取得が“さらに”進みました　～令和６年滋賀県労働条件実態調査より～
Ｐ３　滋賀県が仕事と介護の両立支援アドバイザーを派遣します
　　改正育児・介護休業法が施行されます！！
Ｐ４　労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で！
　　ドナー休暇制度を知っていますか？
Ｐ５　滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業にご登録をお願いします！
Ｐ６　働きやすい職場づくりのために　～働く女性の健康課題について～
　　2025 年度 ハラスメント防止関連 公開セミナーのご案内
Ｐ７　滋賀県が運営する「しが結」は結婚を希望する方のめぐりあいをサポートします！
Ｐ８　～社員の福利厚生を充実しませんか～　勤労者互助会・サービスセンターのご案内
　　キャリア人材バンク　～ 60 歳以上のもっと働きたいを応援します～
Ｐ９　在職者訓練のご案内
　　生産性向上支援訓練のご案内
Ｐ１０　労働委員会だより　不当労働行為事件のあらまし
Ｐ１１　労働相談 Q&A　テーマ「令和７年４月施行の共働き・共育てを支援する新制度」について
Ｐ１２　シルバー人材センターからのお知らせ
　　内職求人を掲載しませんか！
　　労働広報紙「滋賀労働」メール配信登録受付中！

ベトナム高度人材とのマッチングイベント（ジョブフェア）を開催しました！

全国的に理工系人材が不足し、企業の人材確保が困難な中、ベトナムのハノイ工科大学、滋賀経済産業協会と連携し、令和６年 11 月２日～３日に、ベトナム現地での人材マッチングイベントを開催し、県内企業 12 社に出展いただきました。

本年度も 2,000 人を超える来場者があり、学生の日本への興味の強さを感じる、大変盛況なイベントとなりました。

フェア全体結果	２日間総数
参加企業数	県内企業 12 社（全体 25 社）
来場者数	2,105 人

（参考）令和５年度：県内企業 12 社（全体 26 社）、来場者 2,615 人

写真左：会場の様子

写真右：滋賀県 PR ブース

【お問合せ先】滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課　TEL：077-528-3758

男性の育児休業の取得が＂さらに＂進みました
～令和6年滋賀県労働条件実態調査より～

県では、毎年、無作為に抽出した県内の民営事業所（常用雇用者 10 人以上）1,000 事業所を対象に、労働者の労働条件の実態を明らかにするため、調査を実施しています。

＜令和６年調査結果のポイント：育児休業取得状況＞

●男性の育児休業取得率　５２．０％
　昨年より１７．２ポイント上昇

●女性の育児休業取得率　９９．０％
　昨年より１．４ポイント上昇

令和６年労働条件実態調査の結果全体版は県のホームページに掲載しています。
滋賀県　労働条件実態調査でご検索ください。
＜県のホームページ＞
https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/17042.html
【お問合せ先】滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課　TEL：077-528-3751

滋賀県が
仕事と介護の両立支援アドバイザーを派遣します

無料！　先着順

就労しながら介護をする人の増加が見込まれる中、従業員の方が、突然介護が始まって混乱したり、それが介護離職につながることのないよう、仕事と介護の両立に関する情報の周知が必要です。

令和７年度　事業内容（予定）

①両立支援アドバイザーを県内企業に派遣し、従業員の方々に両立支援制度や介護保険制度の説明を行います。

②説明会後、個別相談の希望がある場合、別日にアドバイザーが相談に応じます。
※個別相談は１回のみ可

・派遣先企業は先着順で決定します（令和７年度予算の範囲内で実施。中小企業優先）。
・アドバイザーの派遣は委託先（滋賀県介護支援専門員連絡協議会）より行います。

申込開始日は、令和７年４月１日の予定です。
ご不明点などお気軽にお問い合わせください。

【お問合せ先】
滋賀県 健康医療福祉部 医療福祉推進課 企画係
TEL：077-528-3521　FAX：077-528-4851
E-mail：ed00@pref.shiga.lg.jp

改正育児・介護休業法が施行されます!!

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化等を規定する改正育児・介護休業法が令和７年４月１日から順次施行されます。

主な改正のポイントは以下のとおりです。

１．子の看護休暇の見直し

・　対象となる子の範囲が小学校３年生修了まで拡大し、取得事由も病気・けがや予防接種・健康診断に加え、感染症に伴う学級閉鎖等と入園（入学）式、卒園式が追加されます。これに伴い名称が「子の看護等休暇」へと変更されます。

・　除外対象から継続雇用期間６ヶ月未満規定が撤廃されます。

２．育児のための所定外労働制限（残業免除）の対象拡大

・　請求可能となる範囲が拡大し、「小学校就学前の子を養育する労働者」となります。

３．介護離職防止のための雇用環境整備の義務化［新設］

・　介護休業や介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は介護休業・介護両立支援制度等に関する次の①～④いずれかの措置を講じなければなりません。

①研修の実施　②相談窓口設置　③事例の収集・提供　④利用促進に関する方針の周知

４．介護離職防止のための個別の周知・意向確認等の義務化［新設］

・　事業主は、介護に直面した旨の申出をした労働者に対する**個別の周知・意向確認**（介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用について）と、介護に直面する前の早い段階（40 歳等）での**情報提供**を行わなければなりません。

５．柔軟な働き方を実現するための措置等の義務化［新設］（令和７年 10 月１日施行）

・　事業主は、３歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対し、以下の５つの措置のうち２つ以上を講じなければなりません。労働者は、その中から１つ選択して利用することができます。

①始業時刻等の変更　②テレワーク等（10 日以上 / 月）　③保育施設の設置運営等
④養育両立支援休暇（10 日以上 / 年）　⑤短時間勤務制度

６．仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮［新設］（令和７年 10 月１日施行）

・　事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等の申出時と子が３歳になる前に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立（勤務時間帯、勤務地等）に関して、**個別の意向聴取**とその**配慮**をしなければなりません。

※その他、**３歳未満の子**を養育する労働者及び**要介護状態の対象家族**を介護する労働者が、**テレワーク**を選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

詳細は厚生労働省 HP の「育児・介護休業法について」をご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html

【お問合せ先】滋賀労働局雇用環境・均等室　TEL：077-523-1190

滋賀労働局からのお知らせ

労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で！

電子申請のメリット

書面による手続きに比べて“簡単便利”で“スピーディー”に処理ができます。
“ご自宅やオフィスにいながらいつでも申請”でき、待ち時間もありません。
労働局・監督署の開庁時間にとらわれず“２４時間３６５日いつでも手続きが可能”なため“移動の時間やかかる費用の削減”が期待できます。

申 請 の 手 続 き

e-Gov ウェブサイト（e-Gov 電子申請）から手続きいただけます。
なお、「G ビス ID」や「マイナンバーカード」を使用すると、“電子証明書の取得費用もかかりません。”
申請ページは、「e-gov」または「https：//www.e-gov.go.jp/」で検索できます。

e-gov 検索

【お問合せ先】滋賀労働局 労働保険徴収室　TEL：077-522-6520

ドナー休暇制度を知っていますか？

白血病などの病気を患う方にとって骨髄移植は有効な治療法ですが、骨髄を提供するドナーは８回程度医療機関にお越しいただく必要があり、仕事を理由に提供を辞退してしまう方が多くおられます。

そこで、滋賀県では、ドナーが外来受診・入院のために取得する休暇を、企業で「ドナー休暇」として特別休暇のひとつに定めてもらう取組を推進しています。

提供者自身にも大きな負担のかかる究極のボランティア。制度面からサポートすることは企業の社会的責任を果たすことにもつながります。
「ドナー休暇制度」導入のご検討をお願いします！

★「ドナー休暇制度」の名目で新しく就業規則に定めていただく必要はありません！
ドナーが休んだ期間を特別休暇として認めていただければ結構です。

★ドナーが勤務する事業所に対し補助金制度があります！
一部の市町では、ドナー休暇を取得して骨髄提供をしたドナーの働く事業所に対し助成金制度を設けています。
詳しくは県または市町のホームページをご確認ください。

★ドナー休暇制度を導入された際には「ドナー休暇制度導入連絡書」の提出にご協力ください！
日本骨髄バンクへ「ドナー休暇制度導入連絡書」をご提出いただくと、日本骨髄バンクホームページの「ドナー休暇制度導入企業一覧」に企業名が掲載されます。
様式は日本骨髄バンクホームページからダウンロードできますので、導入済みの企業におかれましても、ご協力をお願いします。（提出は義務ではありません。）

詳しくはこちらから！

滋賀県ホームページ

日本骨髄バンクホームページ

【お問合せ先】滋賀県 健康医療福祉部 薬務課　TEL：077-528-3630

～滋賀県からのお知らせ～　男性の育児休業促進　短時間勤務制度の拡大　ノー残業デー導入　Mother Lake

滋賀県ワーク･ライフ･バランス推進企業 に ご登録をお願いします!

県では、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでおられる企業を「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録し、県のホームページ等で広く紹介することにより、各企業がその取組を一層進め、より多くの企業に取り組んでいただくことで働く人の職場環境が良くなることを目的に、「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録」制度を設けています。

令和6年 12 月 31 日現在で **853 社（うち 100 人以下企業 714 社）**にご登録いただいています。
ワーク・ライフ・バランスを推進していくためには、
社会全体で気運を高めていくことがとても大切です。

こんな効果が・・・

- 社員のやる気向上
- 優秀な人材の獲得と定着
- 業務改善と生産性の向上
- 時間外労働コストの削減
- 社員の心身の健康増進

→ 中長期的な企業体質強化と業績の向上！

○ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みの効果

1. 従業員の仕事への意欲が向上した　31.1%
2. 従業員の心身の健康が向上した　30.2%
3. 会社に対する満足度が向上した　29.7%
4. 仕事の生産性が向上した　29.7%
5. 従業員の時間管理能力が向上した　23.0%

『R 5 滋賀県労働条件実態調査』結果より

イラスト／タカノキョウコ

○登録マークを活用し、イメージアップが図れます！
○県のホームページや発行物等で企業の PR をお手伝いします。
○県が行う入札等の公共調達で優遇されます。
○一般事業主行動計画が県ホームページで公表されますので、法に定める行動計画の公表義務をクリアできます。

従業員数 101 人以上の企業	義務
従業員数 100 人以下の企業	努力義務

（次世代育成支援対策推進法に定める行動計画の公表義務）

登録の要件

次世代育成支援対策推進法に定める「一般事業主行動計画」を策定、滋賀労働局雇用環境・均等室 (電話：077-523-1190) に届出されていること。

県ホームページ『しがのワーク・ライフ・バランス』 **<登録はこちら>**
https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/17084.html
※電子申請システム「しがネット受付サービス」による申請にご協力ください。

お問合せ・申込先
〒 520-8577 大津市京町 4-1-1　県庁東館４F　商工観光労働部 労働雇用政策課 労政福祉係
電話：077-528-3751 FAX：077-528-4873　mail：fe0001@pref.shiga.lg.jp

働きやすい職場づくりのために　～働く女性の健康課題について～

女性の社会進出が進み、就業者に占める女性の割合は４割を超えています。職場において働く女性が増加し、その活躍が一層期待される今、企業にとって女性従業員の健康支援は大きな課題となりつつあります。

▶ 働く女性の健康課題って？

2018 年に経済産業省が実施した調査では、女性従業員の**約５割**が女性特有の健康課題により「**勤務先で困った経験がある**」とともに、女性従業員の**約４割**が女性特有の健康課題などにより「**職場で何かをあきらめなくてはならないと感じた経験がある**」ことが明らかになっています。

▶ 働く女性のために職場でできることって？

◇ **健康に配慮した職場環境の整備**
　不調時のための休憩スペースを設置、会議や打ち合わせでは適宜休憩を入れる、生理休暇を取りやすい職場環境づくり　など

◇ **健康課題について相談しやすい体制づくり**
　産業医やカウンセラーなどの専門家の配置　など

◇ **女性特有の健康課題について理解を深める取組**
　管理職や男性従業員に向けた女性特有の健康課題を学ぶ研修の開催、女性が自身のヘルスリテラシーを高めることができるセミナーの実施　など

▶ リーフレットのご案内

毎年３月１日から３月８日は「女性の健康週間」です！

働きやすい職場づくりのために
～働く女性の健康課題を知っていますか？～

県では、働く女性の健康課題および職場で必要とされるサポートについてまとめたリーフレットを作成しました。ぜひご一読ください。職場での研修等にもご活用ください。

イラスト　タカノキョウコ

詳しくはこちら▶
※県 HP に遷移します

【お問合せ先】
滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課
TEL：077-528-3771　E-mail：fg00@pref.shiga.lg.jp

---

21 世紀職業財団

2025 年度 ハラスメント防止関連 公開セミナーのご案内

1．ハラスメント相談担当者セミナー　ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談対応の留意点など、相談担当者として身に付けておくべきスキルについて、ロールプレイを体験しながら学ぶ半日コースです。

＜オンライン＞

開催日時　２０２５年４月２３日（水）１３：３０～１６：３０　受講料　15,400 円（テキスト購入別途）
　　２０２５年６月１９日（木）１３：３０～１６：３０　受講料　15,400 円（テキスト購入別途）
開催方法　オンライン（Web 会議システム Zoom 利用・全国どこからでもご参加いただけます。）

＜会場集合型＞

開催日時　２０２５年５月２８日（水）１３：３０～１６：３０　受講料　16,500 円（テキスト代込）
　　２０２５年７月　８日（火）１３：３０～１６：３０　受講料　16,500 円（テキスト代込）
会　　場　鐵鋼會館５・６会議室（大阪市中央区北久宝寺町 3-5-12 御堂筋本町ｱｰﾊﾞﾝﾋﾞﾙ 11 階）

2．ハラスメント相談担当者セミナー　アドバンス編

被害者だけでなく、行為者や第三者への対応をロールプレイで学びます。基本的な内容に加え、ロールプレイをじっくり体験できる１日コースで、相談対応のレベルアップにつながる絶好のチャンスです。

＜会場集合型＞

開催日時　２０２５年７月２２日（火）　９：３０～１６：３０　受講料　31,900 円（テキスト代込）
会　　場　鐵鋼會館５・６会議室（大阪市中央区北久宝寺町 3-5-12 御堂筋本町ｱｰﾊﾞﾝﾋﾞﾙ 11 階）

【お問合せ先】公益財団法人 21 世紀職業財団関西事務所　ＴＥＬ：(06) 4963−3820
Ｅ−ｍａｉｌ：kansai@jiwe.or.jp
右記下段 **HP** よりお申込みください　➡　ＵＲＬ：https://www.jiwe.or.jp

多彩な力が活きる社会に
21世紀職業財団

滋賀県が運営する「しが結」は結婚を希望する方のめぐりあいをサポートします!

しが・めぐりあいサポートセンター「しが結（ゆい）」は、出会いの機会が減少するなか、結婚を希望される方の“めぐりあい”を応援するため、令和４年 10 月に滋賀県が開設した公的な結婚支援センターです。

特徴としては、オンライン型の結婚支援センターであること、またＡＩを活用したマッチングサービスを提供していることが挙げられます。

令和７年２月末時点で 45 組のカップルが結婚の意思を固め、退会されており、退会された方々からは、「滋賀県が運営しているので安心感をもって活動できた。」、「ＡＩの紹介で素敵な方と出会うことができました。」などのお声をいただいております。

しが結では、県内各地で婚活イベントも開催しておりますので、ご興味のある方は、ホームページをご覧ください。

【お問合せ先】滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課
TEL：077-528-3593

広告

リフォーム相談
耐震相談
遊休土地の活用売却相談
etc.

滋賀県住宅生協は
住まいに関するあらゆる
ご相談をお受けしています。
お気軽に
お問合せください。

滋賀県住宅生協
滋賀県知事（14）第631号　滋賀県大津市打出浜２番１号　コラボしが６階　定休日／火・水・祝　営業／９：00～18：00
資料請求・お問い合わせ　077-524-2800

社員の福利厚生を充実しませんか
勤労者互助会･サービスセンターのご案内！

滋賀県勤労者互助会連合会
(https://shiga-gojoren.zenpuku.or.jp/)

勤労者の健康や生活の福祉を向上させるため、個々の事業所では実施の困難な各種の福利厚生事業を行い、中小企業で働く人が楽しく安心して働ける環境づくり、併せて企業等の振興を図ることを目的に、県内１０地域に勤労者互助会･サービスセンターが開設されています。

社員の福利厚生に関心をお持ちの事業主の皆様、お気軽に地域の勤労者互助会・サービスセンターまでお問い合わせください。

主な事業内容
- **福利厚生事業**　映画館・レジャー施設の割引、健康診断・インフルエンザ補助、各種講座の開催、ウォーキング大会等の開催、各種ツアーの実施、お食事会の開催など
- **共済金給付事業**　お祝い金（結婚・出生・勤続等）、弔慰金、病気・災害等の見舞金など
- **貸付事業**　生活資金、教育・医療・冠婚葬祭等の融資の斡旋

※対象者や会費などの詳細については、地域の勤労者互助会・サービスセンターのホームページをご覧いただくか、お電話でお問い合わせください。

名　称	電話番号	対象地域
(一財)大津市勤労者互助会	077-522-6499	大津市
(一社)草津市勤労者福祉サービスセンター	077-567-4377	草津市
彦根地域勤労者互助会	0749-27-6787	彦根市･愛荘町･豊郷町･甲良町･多賀町
(一財)守山野洲勤労福祉サービスセンター	077-581-2408	守山市･野洲市
湖北地域勤労者互助会	0749-53-3553	長浜市･米原市
(一財)近江八幡地域勤労者福祉サービスセンター	0748-38-8400	近江八幡市･竜王町
東近江地域勤労者互助会	0748-23-7400	東近江市･日野町
栗東市勤労者互助会	077-554-0400	栗東市
(一財)甲賀湖南中小企業福利サービスセンター	0748-63-1809	甲賀市･湖南市
高島市勤労者互助会	0740-32-8188	高島市

キャリア人材バンク®

60 歳以上 の “もっと働きたい” を応援します。

利用料 無料

退職するシニア従業員の方へ、**キャリア人材バンクの登録**をお勧めください。
専任コンサルタントがマンツーマンで再就職を支援します。

キャリア人材バンクに登録できる方　60 歳～ 70 歳の方で、在職中もしくは離職後 1 年以内の方

公益財団法人
産業雇用安定センター 滋賀事務所
〒 520-0051 大津市梅林 1-3-10 滋賀ビル6階
TEL：077-526-3991 FAX：077-526-2761

マンガ 再就職支援

マンガ キャリア人材バンク

在職者訓練のご案内

滋賀県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

◇県が開催するコース（技能向上セミナー）

機械系（測定技術、普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、ＮＣ旋盤加工技術、機械 CAD など）
溶接系（アーク溶接特別教育、TIG 溶接の基礎、産業用ロボット特別教育、溶接技能者評価試験準備など）
電気系（第一種電気工事士試験準備、電気主任技術者のための知識、エコキュート施工技術基礎など）
制御系（有接点リレーシーケンス、プログラマブルコントローラ制御、油圧制御、VBA など）
電子情報系（プログラミング技術・IoT 機器制作など）

◇（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構　滋賀支部が開催するコース（能力開発セミナー）

機械系（機械設計、溶接、機械加工、測定、機械保全、生産管理など）
電気・電子系（電子回路、シーケンス、マイコン制御、生産情報システム、電気保全など）
建築系（建築計画、設計・製図、構造設計、部材加工、施工管理など）

※コースの詳細（開催日･内容･受講料等）、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

	滋賀県		（独）高齢･障害･求職者雇用支援機構 滋賀支部	
施設	高等技術専門校米原校舎（テクノカレッジ米原）	高等技術専門校草津校舎（テクノカレッジ草津）	滋賀職業能力開発促進センター（ポリテクセンター滋賀）	滋賀職業能力開発短期大学校（滋賀職能大）
所在地	米原市岩脇411-1	草津市青地町1093	大津市光が丘町3-13	近江八幡市古川町1414
TEL	0749-52-5300	077-564-3296	077-537-1191（訓練課 事業主係）	0748-31-2252（学務援助課 援助係）
FAX	0749-52-5396	077-565-1867	077-537-1299	0748-31-2255
HP	https://www.pref.shiga.lg.jp/kougi/ginoukouzyou/103425.html		ﾎﾟﾘﾃｸｾﾝﾀｰ滋賀ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ https://www3.jeed.go.jp/shiga/poly/ 滋賀職能大ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ https://www3.jeed.go.jp/shiga/college/business/	

ポリテクセンター滋賀主催　生産性向上支援訓練のご案内

内容よし！ 講師よし！ コスパよし！

年間 600 社・1,000 名様を超える方々にご利用いただいています。　満足度 99 %

コースNo	開催日	コース名	受講料（税込み）
001	4/16	初めての表計算ソフト活用（Excel 入門）	2,200円/人
002	4/22･23［2日間］	業務に役立つ表計算ソフトの関数活用（Excel 中級 A）	3,300円/人
003	5/21	コーチングによる後輩指導	3,300円/人
004	5/22	効率よく分析するためのデータ集計（Excel 中級 C）	2,200円/人
005	5/27	生産計画と工程管理	3,300円/人
006	6/4･5［2日間］	業務に役立つ表計算ソフトの関数活用（Excel 中級 A）	3,300円/人
007	6/6	IT 新技術の活用	3,300円/人
008	6/11･12［2日間］	表計算ソフトのマクロによる定型業務の自動化（Excel 上級）	3,300円/人
009	6/17	在庫管理システムの導入	3,300円/人

■定員
各回１５人（先着順）

■時間
９：３０～１６：３０
（昼休憩１時間）

■会場
【001、006、008】
ユウコム草津校（草津市）
【002、004】
国際経営情報専門学校（大津市）
【003】長浜商工会議所
【005】守山商工会議所
【上記以外】ポリテクセンター滋賀

■対象
事業主の指示により受講される方

詳しくは、HP をご覧ください。

【お問合せ先】
らしく、はたらく、ともに JEED
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　滋賀支部
ポリテクセンター滋賀　生産性センター業務課
大津市光が丘町 3-13　TEL：077-537-1176
ＵＲＬ：https://www3.jeed.go.jp/shiga/poly/employer/seisansei_kunren.html

労働委員会だより

不当労働行為事件のあらまし

不当労働行為とは

労働組合法第７条では、労働三権（団結権、団体交渉権、団体行動権）を保護するため、労働組合や労働者に対する使用者の不当労働行為を禁止しています。不当労働行為は、主に以下の３類型です。

1　不利益取扱い　組合員であることや正当な組合活動をしたことを理由に、使用者が解雇、配転等の不利益取扱いをする行為

2　団体交渉拒否　使用者が正当な理由なく団体交渉を拒む行為

3　支配介入　使用者による労働組合の自主性や団結力、組織力を損なわせる行為

◆不当労働行為の具体例

・労働組合に加入したら、解雇された。
・組合活動を理由に昇給差別を受けた。
・団体交渉を申し入れたが、応じてもらえない。
・組合の結成や運営に対し嫌がらせを受けた。

◆不当労働行為を受けたと思ったら・・・

労働組合や組合員は、使用者が不当労働行為をしたと思われる場合は、その救済を労働委員会に申し立てることができます。申立てを受けると労働委員会は審査を行い、不当労働行為があったと判断した場合は救済命令を発し、そうでない場合は棄却命令を発します。また、和解を勧める場合もあります。

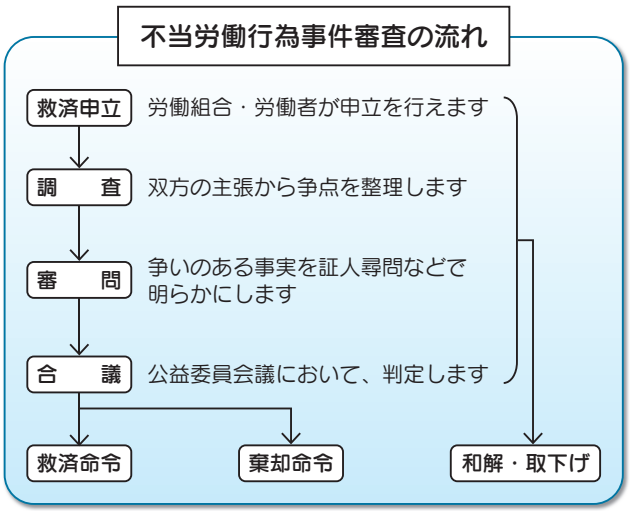

◆不当労働行為事件審査の流れ

不当労働行為の救済申立てが行われると、労働委員会はまず、事件を担当する審査委員を選任します。併せて意見表明や和解の可能性の検討等を行う参与委員の申出を受けます。審査委員と参与委員が決まると、申立てを行った労働組合や組合員個人（申立人）と、申立てを受けた使用者（被申立人）に対し、県庁内の審問廷で調査・審問を行います。事件にもよりますが、一般的には一つの事件につき調査は５回、審問は３回程度行われます。調査・審問を終え、両当事者の主張と立証の内容を基に、審査委員は不当労働行為の成否を判断し、命令書を作成のうえ、双方に交付します。命令には、不当労働行為が成立すると判定された場合の「救済命令」、不当労働行為は成立しないと判定された場合の「棄却命令」、また、申立ての一部に不当労働行為が成立すると判定された場合の「一部救済命令」があります。

労働委員会の命令は強制力を伴うものであるため、労使間の関係性に大きな影響が及ぶ場合も考えられます。そのため、命令ではなく他の方法での解決が望ましいと審査委員が判断した場合は、双方に和解を促すこともあります。和解内容は法律上許されないものでない限り自由であり、実情に合った柔軟な解決が可能です。また、和解は労使関係が円満に保たれること以外にも、命令の発出よりも早期に解決できるというメリットもあります。滋賀県での平均処理日数は、命令の場合が４４５日であるのに対し、和解・取下げの場合は１５５日となっています。

★労働委員会への相談、不当労働行為事件救済申立て、あっせん申請等の手続は無料です。
まずはお気軽にお問い合わせください。

【お問合せ先】　**滋賀県労働委員会事務局**
〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号 県庁東館５階
TEL：０７７－５２８－４４７３
URL：https://www.pref.shiga.lg.jp/roudo/

労働相談 Q & A

テーマ

「令和7年4月施行の共働き・共育てを支援する新制度」について

今回は、新たに創設される「出生後休業支援給付金」と「育児時短就業給付金」についてお知らせします。

Q 質問 「出生後休業支援給付金」はどのような内容ですか。

A 回答 「共働き・共育て」の推進、特に男性の育児休業取得をさらに促進することを目的として創設されました。被保険者（一般被保険者および高年齢被保険者に限る）とその配偶者（配偶者が就労していない場合などは本人）が子の出生直後の一定期間（※）に１４日以上の育児休業（出生時育児休業）を取得する場合に、最大２８日間、休業開始前賃金の１３％相当額が支給されます。これにより、休業前の額面の給与額から源泉控除分（所得税、社会保険料、住民税など）を差し引いた額とほぼ一致することになるので、休業前の手取り金額とほぼ同じ額が給付される見込みです。ひとり親等であっても支給される場合があります。

※・被保険者が産後休業をしていない場合（被保険者が父親または子が養子の場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して８週間を経過する日の翌日」までの期間。

・被保険者が産後休業をした場合（被保険者が母親、かつ、子が養子でない場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して 16 週間を経過する日の翌日」までの期間。

Q 質問 次に、「育児時短就業給付金」はどのような内容ですか。

A 回答 育児短時間勤務制度は育児をしながら働く従業員への両立支援になるものの、実労働時間が少なくなる分、収入が減ってしまってもそれを補填するような給付金はこれまでありませんでした。そこで「共働き・共育て」の推進や、育児休業後の従業員が育児とキャリア形成を両立できるよう、２歳に満たない子を養育するために時短勤務した場合の収入減を補うため創設されました。給付率は育児時短就業中に支払われた賃金の１０％相当額となります。なお、各月に支払われた賃金額と給付金の合計が支給限度額を超える場合は、超えた分が減額されます。また、育児時短就業の前後で賃金が減少していないと認められる場合や一定の限度額に該当する場合には支給されません。

＊上記給付の支給要件その他受給についての詳細は、厚生労働省ホームページにてご確認ください。もしくは、最寄りのハローワークにご確認ください。
【厚生労働省ホームページ】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135090_00001.html

滋賀県労働相談所

電話番号 **0120-967164**（苦労ない労使）
※フリーアクセスは、滋賀県内固定電話（もしくは公衆電話）からのみ利用可能です。）
077-511-1402

開設時間　月曜日～金曜日（平日）12時～16時

場　所　大津市打出浜２番１号　コラボしが21　６階
（面談相談は事前連絡が必要です）

シルバー人材センターからのお知らせ

◆会員募集中

60 歳以上の皆さん、あなたの豊かな知識と経験をシルバー人材センターで活かしませんか。これからの時代、働くということは、単に収入だけでなく、やりがい感、社会貢献、健康維持も兼ねて大切です。
働く意欲のある方のご入会をお待ちしています。

◆お仕事募集中

シルバー人材センターでは、高年齢者にふさわしい仕事を家庭・企業・公共団体等からお引き受けしています。短期間・短時間に関わらず人手不足のときは、所在地の市町シルバー人材センターへご相談ください。
活動等については、当連合会又はあなたの街のシルバー人材センターの HP をご覧ください。

【お問合せ先】
公益社団法人 滋賀県シルバー人材センター連合会
〒 520-0054　大津市逢坂一丁目 1 番 1 号　テトラ大津 3 階
TEL：077-525-4128　　FAX：077-527-9490
URL：https://www.sjc.ne.jp/shigapref/

事業主の皆様へ

内職求人 を掲載しませんか！

物品の製造や加工など、作業工程の一部を請け負う内職求人掲載企業を募集しています。
求人情報は随時受け付けています。詳しくは下記までお問い合わせください。
＜毎月１回、内職求人情報誌を発行しています＞

随時募集

掲載無料

【発行日】　〇毎月１日（原則）
【配布場所】〇県内ハローワーク、各市町、関係団体等
〇県ホームページにも内職求人情報を掲載しています。
滋賀県　内職求人情報の提供について　検索

【お問合せ先】滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
TEL：077-527-0450（内職専用ダイヤル）　FAX：077-528-4873
受付時間　９時 00 分～ 16 時 00 分 土日祝除く

労働広報紙「滋賀労働」メール配信登録受付中！

労働広報紙「滋賀労働」はご登録者へのメール配信を行っています。随時、登録を受け付けておりますので、メール配信にぜひご登録ください（ご登録無料）

【ご登録方法】
労働広報紙「滋賀労働」のメール配信へのご登録は、
右の QR コードからお手続きください。
＜県ホームページ＞　滋賀労働　メール配信　検索
https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/327087.html

※現在、郵送にて「滋賀労働」をお届けしている事業所や労働組合等につきましては、メール配信の登録をされると、郵送は停止させていただきます。紙面での郵送は、令和７年度をもって終了する予定ですので、お早めにメール配信のご登録をお願いします。

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課　〒 520-8577　大津市京町４－１－１
TEL：077-528-3751　FAX：077-528-4873　URL：https://www.pref.shiga.lg.jp/　E-mail：fe0001@pref.shiga.lg.jp